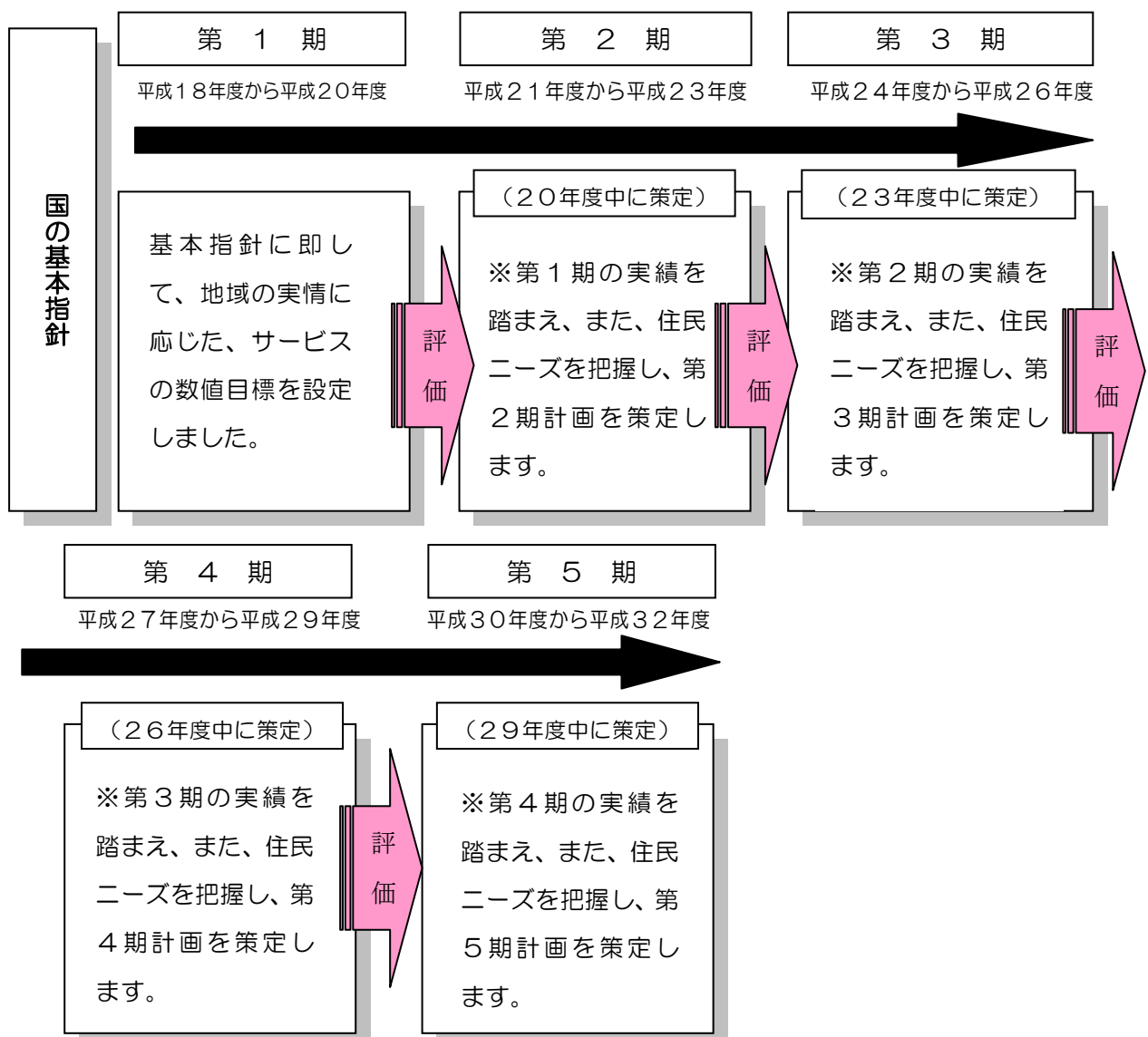


＜障がい福祉計画とは＞

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき、市町村が作成する計画です。障がいのある方がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付やその他の支援を行うための各障がい福祉サービスや本市独自に定める地域生活支援事業、そしてそれらを有機的に機能させるための相談支援事業等を整備するための数値目標を設定し実現していく計画です。

今回の計画は、平成27年度から平成29年度まで（第4期）にかかるものであり、第3期計画（平成24年度から平成26年度）の実績を踏まえ、また、サービスを利用する障がいのある方等のニーズを把握し、数値目標の設定を行います。

また、平成29年度には、第4期計画の見直しを行い、第5期計画（平成30年度から平成32年度）を策定します。



＜本市の障がい福祉計画における基本理念＞

本市では、障がい保健福祉施策の中長期的なビジョンを定めた『半田市障がい者保健福祉計画』の計画期間中であるため、国の基本理念を基本として、第3期で掲げた基本理念を継続して実践していくこととし、次のとおり定めます。

『必要とするサービスが、
必要とする人に確実に届くシステムづくり』

【参考：国の基本理念】

＜障害福祉計画の基本的理念＞

1. 障害者等の自己決定と自己選択の尊重
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

（４）計画の点検・評価

本計画の円滑な推進を図るため、半田市障がい者自立支援協議会において、各年度の達成状況を報告し、計画の進捗状況の点検・評価を実施します。

また、計画の点検・評価を実施した上で、同協議会においてサービス見込量及びその確保の方策について検討し、必要な対策を講じることで計画の推進を図ります。

1. 第3期計画（平成24年度から26年度）の点検及び評価について

（1）第3期計画で設定した数値目標について

第3期計画で設定した、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「受け入れが整えば退院可能な精神障がいのある方の地域生活への移行」及び「福祉施設から一般就労への移行」に係る数値目標について点検及び評価を行います。

なお、点検・評価にあたっては、平成25年度末までの評価となります。

◇福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標	実績	達成状況
平成23年度末の施設入所者数	—	47人	—
平成26年8月1日時点の施設入所者数	46人	50人	—
施設退所者数	1人	△3人	△300%
地域生活移行者数	12人	8人	66.7%

※施設退所者数の実績の△（マイナス）については、新たに施設入所した人数。

※目標は、平成26年度末までに達成を目指す数値。

【施設入所支援】

毎年1～2名の入所者がいる一方、入所者の高齢化に伴い入院したり亡くなられたりしての退所もあり、近年は入所者数に大きな変化はありません。地域移行支援等の支援により、モデル的に1名の方が入所施設から地域での1人暮らしに移行して生活を始めています。今後、地域移行をさらに進めていくために、平成26年度中にすべての入所者のサービス等利用計画を作成し、本人及び家族の意向を調査するとともに、住まいの場所の確保や障がい福祉サービスの提供体制の整備、地域の社会資源の活用等、あらゆる支援策を実施していくことが必要となります。また、地域移行を進めていくためには、重度訪問介護の充実が必要です。

【地域移行支援】

長期入院されている方の地域生活への円滑な移行のために、自立支援協議会の地域連携・一人暮らし部会で病院と地域との連携シートを作成しました。また、精神科病院との連携も進めており、病院関係者が地域移行の認識を深めたこともあって、実績が増加しています。地域移行の体験利用や宿泊体験を活用して退院した方が、年間に3～5名います。徐々に制度の活用も進んでおり、その後の地域定着におい

でも事業所等と病院において連携が図られています。

今後は、入院している当事者の方へ地域移行の具体的な実践を伝えることが課題であり、住まいの場所の確保や福祉サービスのみならず、地域の社会資源や地域に移行してからの当事者同士の活動の充実が見込まれます。

◇福祉施設から一般就労への移行

項 目	数値目標	平成25年度の一般就労への移行者数	達成状況
一般就労移行者数（年間）	31人	19人	61.3%

半田市自立支援協議会の就労部会において、企業との連携による就労体験を行っています。年間に20名ほど施設等利用者が体験することにより、施設からの一般就労への移行が図られています。平成27年度から中小企業にも障がい者雇用が義務付けられることに伴い、障がい者雇用の理解・促進や、実際のフォローアップが拡大されることが期待されます。その場合、現状の施設や障がい者相談支援センターの就労担当だけで就労後の定着を行うことが難しくなることが予想されるため、地域住民による就労定着等への協力体制を整備していく必要があります。

（2）第3期計画で設定した見込量について

第3期計画で設定した、「障がい福祉サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援）」、「地域生活支援事業」の見込量について点検及び評価を行います。

評価に際してはひとつの目安として次の指標を参考にします。

達 成 率	評 価
100%以上	目標は達成しています。
85%以上100%未満	おおむね目標は達成しています。
85%未満	目標達成に向けて支援等が必要です。

◇障がい福祉サービス

○訪問系サービス

訪問系サービス	単位 (/月)	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度
		見込量	25 年 3 月 実績	達成状況	見込量	26 年 3 月 実績	達成状況	見込量
総利用時間数	時間	3,734	3,442	92.2%	4,079	4,779	117.2%	4,436
居宅介護	時間		3,115			3,830		
重度訪問介護	時間		79			677		
行動援護	時間		245			272		
重度障がい者等包括支援	時間		0			0		
同行援護	時間		3			0		

見込量はおおむね確保できたと考えますが、個別のサービスごとで課題もあります。

【重度訪問介護】

1 人が地域移行するたびに約 400～600 時間のサービスが必要だと考えると、より地域移行を促進するためには重度訪問介護の支援者を増やしていく必要があります。

【行動援護】

手厚い支援を必要とする方のサービス類型については、事業所や支援者数が少なく、必要とする量に達していない現状があります。

【同行援護】

ヘルパー資格以外に、同行援護を実施するための資格取得を必要とするため、これらの資格取得に伴う人材育成の計画を立てていく必要があります。

○日中活動系サービス

日中活動系サービス	単位 (/月)	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度
		見込量	25 年 3 月 実績	達成状況	見込量	26 年 3 月 実績	達成状況	見込量
生活介護	人日	4,996	4,287	85.8%	5,418	5,146	94.8%	5,889
自立訓練(機能訓練)	人日	22	11	50%	22	8	36.4%	22
自立訓練(生活訓練)	人日	22	39	177.3%	22	28	127.3%	22
就労移行支援	人日	562	418	74.4%	583	617	105.3%	604
就労継続支援(A型)	人日	376	349	92.8%	477	605	126.8%	583
就労継続支援(B型)	人日	2,355	1,480	62.8%	2,528	2,473	97.8%	2,839
短期入所	人日	192	246	128.1%	199	229	115.1%	206
療養介護	人	4	1	25.0%	4	4	100.0%	4

全体として見込み量をおおむね確保できたと考えます。

【生活介護】

障がい関係の事業所だけでなく高齢関係の基準該当生活介護事業所も10か所あり、多様な障がい特性の方の受入れ体制が整っています。ただし、行動障がい等の厚い支援や、医療的ケアを必要とする方の日中活動を支援する体制は十分とは言えず、数と同時に質の向上も課題と言えます。

【生活訓練・機能訓練】

日中活動に通うまでの支援が必要とされる方の生活訓練や、生活上のリハビリを必要とする機能訓練事業は半田市内に事業所がなく、今後必要に応じて事業所等とともに整備に向けた取り組みをする必要があります。

【就労移行支援】

事業所の努力等により一般就労まで繋がったケースが多く、事業所の数はそれほど多くありませんが、多くの方の支援に結びついています。

【就労継続支援】

数か所の中からその方にあった事業所を選択することが可能となっており、見込み量は概ね確保できたものと考えます。ただし、A型の事業所が少なく近隣で利用したいという希望に応えられないという課題もあります。

【短期入所】

見込み量の確保ができているものの、緊急時等に利用できない状況であり、また、障がいの重い方ほど受入れが難しい現状があるため、引き続きサービスの質・量ともに体制を整備していく必要があります。

○居住系サービス

居住系サービス	単位 (/月)	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度
		見込量	19 年 3 月 実績	達成状況	見込量	20 年 3 月 実績	達成状況	見込量
グループホーム	人	58	2	79.3%	73	1	90.4%	93
ケアホーム	人		44			65		
施設入所支援	人	51	43	84.3%	49	46	93.9%	46

見込量をおおむね確保できていますが、まだ十分とは言えません。

【グループホーム（ケアホーム）】

必要量に対して、資金や人材等の課題からグループホーム・ケアホームの整備等が進んでいないことが理由と考えられます。また、サテライト型の活用など、今グループホームにいる方が、地域の中で生活できる仕組みづくりも今後の検討すべき課題となっています。

※平成26年4月1日からケアホームはグループホームに統一されました。

○相談支援

相談支援	単位 (/月)	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度
		見込量	25 年 3 月 実績	達成状況	見込量	26 年 3 月 実績	達成状況	見込量
計画相談支援	人	77	135	175.3%	130	178	136.9%	182
	箇所	5	5	100%	5	6	120%	5
障がい児計画相談支援	人	—	15	—	—	66	—	—
	箇所	—	5	—	—	5	—	—
地域移行支援	人	1	0	0%	1	0	0%	2
	箇所	1	2	200%	1	2	200%	1
地域定着支援	人	5	0	0%	5	7	140.0%	5
	箇所	1	2	200%	1	2	200%	1

すべてのサービスにおいて見込量を上回っています。

【計画相談支援】

指定相談事業所の協力もあり、平成26年6月末時点で89.3パーセントの達成率であり、平成26年度末にはおおよそ100パーセントを達成する見込みです。

委託相談支援事業にて障がい者手帳保持者でかつサービス未利用者への訪問事業等を行っており、ニーズはあるもののサービス利用等に結びついていない方への情報提供等を行い、月に10件ほどの新規サービス利用に繋がっています。今後も相談支援体制をより充実していく必要があります。また、指定相談支援事業所においては、1事業所1人相談員という体制が多く、相談員を支える体制の整備と人材育成が求められています。

【地域移行支援・地域定着支援】

また、精神保健福祉法の改正により、今後、地域移行支援の必要性が増してくると考えられるため、地域移行支援及び地域定着支援による支援ができる事業所の拡大が望まれます。

◇障がい児通所サービス

障がい児通所サービス	単位 (/月)	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度
		見込量	25 年 3 月 実績	達成状況	見込量	26 年 3 月 実績	達成状況	見込量
児童発達支援	人日	—	37	—	—	46	—	—
医療型児童発達支援	人日	—	9	—	—	12	—	—
放課後等デイサービス	人日	—	105	—	—	138	—	—
保育所等訪問	人日	—	0	—	—	2	—	—

平成24年の法改正により児童福祉法によるサービス利用となったため、前回の計画では見込量を設定しておりません。

【放課後等デイサービス】

学童クラブ等との共同した勉強会等の実施により事業所及び実績の数は増えています。また、従来、重度又は医療的ケアの必要な児童が通える事業所がなく課題となっていました。看護師等を配置した事業所や、児童発達支援事業ができたことにより、通える場の確保もできつつあります。ただし、行動障がいのある児童の通える事業所が不足しています。また、学童と放課後等デイサービスの利用基準についても、検討課題となっています。

◇地域生活支援事業

地域生活支援事業		単位 (/月)	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度
			見込量	25年3月 実績	達成状況	見込量	26年3月 実績	達成状況	見込量
相談支援事業									
障がい者相談支援	箇所		1	1	100%	1	1	100%	1
地域自立支援協議会	箇所		1	1	100%	1	1	100%	1
コミュニケーション支援事業									
※	手話通訳者派遣事業	回	13	14	107.7%	13	15	115.4%	14
	手話通訳者設置	人	2	2	100%	2	2	100%	2
成年後見制度利用支援事業		人	7	12	171.4%	9	10	111.1%	11
移動支援事業		時間	667	833	124.9%	702	877	124.9%	727
日中一時支援事業									
A型：日中ショート	人		21	16	76.2%	21	14	66.7%	22
B型：地域デイ	人		81	78	96.3%	98	68	69.4%	120
日常生活用具給付事業									
介護・訓練支援用具	件		9	4	44.4%	10	4	40.0%	10
自立生活支援用具	件		24	19	79.2%	25	19	76.0%	26
在宅療養等支援用具	件		26	30	115.4%	27	32	118.5%	28
情報・意思疎通支援用具	件		24	26	108.3%	25	18	72.0%	26
排泄管理支援用具	件		884	837	94.7%	916	873	95.3%	948
居宅生活動作補助用具	件		1	0	0%	1	0	0%	1
地域活動支援センター (フリースペース型)	人日		5	6	120%	5	12	240%	15
訪問入浴サービス	人日		7	5	71.4%	8	5	62.5%	8
職親委託制度	人		13	11	84.6%	14	9	64.5%	15

自動車運転免許取得助成事業	人	1	4	400%	1	1	100%	1
身体障がい者自動車改造助成事業	人	9	8	72.0%	10	6	60.0%	10
障がい者(児)タクシー料金助成事業	人	433	424	97.9%	449	338	75.3%	465
障がい者(児)バス運賃扶助事業	人	1,902	1,426	75.0%	1,971	1,822	92.4%	2,042

※コミュニケーション支援事業については、時期によって利用回数の変動が大きい
ため、年度平均値で評価を行いました。

全体的に見込量をおおむね確保していると考えます。これは、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な事業形態により実施することができる、地域生活支援事業の利点が活かされた結果と考えます。

【成年後見制度利用支援事業】

地域移行や一人暮らしの増加に伴い、利用人数も増加しています。

【コミュニケーション支援事業】

利用者は固定されているものの利用頻度や時間数については増加しています。

※第4期障がい福祉計画では意思疎通支援事業となります。

【移動支援事業】

年々ニーズが増加しており、多くの方が利用しています。ただし、移動支援を必要とする時間帯や曜日に偏りがあり、必要なときに利用できていない現状があるため、移動支援を行う従事者の確保、育成が求められています。

【日中一時支援事業】

日中ショートはおおむね目標値を達成しており、地域デイについては、一般就労後のアフターケアとしての活用や、家族支援が難しい家庭における土日のケア等への活用が増加し、目標値以上の実績値となっています。

【日常生活用具給付事業】

用具の種別によって達成率に差はありますが、見込み量を達成しているものもあります。一方で、必要としているにもかかわらず利用できないという声もあり、要件の緩和の検討が必要となっています。

【地域活動支援センター（フリースペース型）】

平成26年度に開設を予定していましたが、実施することができず見込み量に達していません。地域活動センターをより身近な場所へ設置することが早急に求められています。

【訪問入浴サービス】

自宅の浴槽を利用して身体介護のサービスを利用する方が多いため実人数の利用量に大きな変化はなく、見込み量に達していません。

【職親委託制度】

職親委託制度については、継続的な利用者が多く、ここ数年新規利用はありません。職親で実績を積んだ障がいのある方が一般就労に移行できるような仕組みや工夫も、今後検討が必要となっています。

○総合評価

今回の評価は、平成26年度中に実施するため、平成24年度・25年度の評価のみとなります。

障がい福祉サービスについては、平成24年度には達成できていなかった項目も見られましたが、利用者の声を受けて事業所が新たなサービスを開始したこと等もあり、平成25年度にはおおむね達成することができました。

また、平成24年度から計画相談支援が新たに始まり、平成26年6月末時点で90%近くの利用者に計画が作成されており、平成26年度末までにはすべての福祉サービス利用者に計画が作成されます。これにより、障がいのある方のニーズに合ったサービス利用が可能になってきていると考えます。ただし、ニーズはあるもののサービス提供体制が整わずに利用できていないサービスもあるため、今後も事業所等にご協力いただきながら、充実した支援体制の構築を続けていくことが必要となります。

2. 平成29年度までの数値目標について

(1) 基本的な考え方

国によると、障がい者等の自立支援の観点から地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、第3期計画から引き続き、基本指針に定める数値目標を設定することとしています。

また、第3期計画の現状把握、地域課題や障がいのある方のニーズ分析、検証をおこない数値目標を適切に修正するとともに、必要なサービス量を見込むこととしています。

「福祉施設入所者の地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行等」について、国の基本指針を基礎として、本市の実情に則し数値目標を設定します。

また、「障がい福祉サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス、相談支援）」及び「障がい児通所サービス」については、現在のサービス利用者数を基本とし、利用者の伸びや、今後新たに利用が見込まれる者の人数、利用者やその家族を対象としたアンケート及び事業所等へのヒアリングにより障がいのある方のニーズ等を勘案し、それぞれのサービス見込量を設定します。

「地域生活支援事業」についても、「障がい福祉サービス」と同様の考え方で、地域の実情に応じたサービス見込量を設定します。

なお、第4期計画の数値目標は、各年度末における見込量を設定し、少なくとも年に1回は実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら分析及び評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

【第4期計画作成に当たっての基本的な考え方】

※第3期計画の基本的な考え方を継続します。

① 障がいのある方の就労・就業支援

② 地域で暮らす

③ 地域生活支援事業の再構築（新たなニーズに対応するサービスの創設等）

(2) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
平成 25 年度末の施設入所者数（B）	50 人	平成 25 年度末時点の利用人員
【目標値】地域移行者数	3 人	平成 29 年度末
【目標値】施設入所者数	50 人	平成 29 年度末

目標値設定の考え方

国の基本指針（平成25年度末の入所者数から12%以上が地域生活へ移行すること、平成25年度末の入所者数から4%以上削減すること）を基礎とし、地域の実情を踏まえ次の考え方で目標値を設定します。

◇施設入所者の障がい支援区分、年齢、家庭環境等を勘案し地域移行者数の目標値を見込みます。

◇地域移行者数については、27～29年度の3か年で、区分4以下の20代、30代の施設入所者数を中心に見込みます。

（20、30代で区分4以下の施設入所者数：3人）

◇施設入所者数については、入所希望が年間数名あり、退所したとしても別の方が入所する可能性が高いため、新規利用者も同数見込みます。

(3) 入院中の精神障がいのある方の地域生活への移行

項目	数値	考え方
退院可能な精神障がいのある方	20 人	平成 26 年 6 月末時点の人数
目標減少数	18 人	平成 29 年度末までに減少を目指す人数

目標値設定の考え方

国の基本指針（平成24年6月末時点の長期在院者（入院期間が1年以上の方）数から18%以上減少）を基礎とし、地域の実情を踏まえ次の考え方で目標値を設定します。

◇長期在院者数を正確に把握することは困難であり、近隣の精神科病院にヒアリングをした退院可能な長期在院者数を見込みます。

◇地域移行支援事業による退院に向けての支援が可能な数を考慮します。

(4) 地域生活支援拠点等の整備

項 目	数値	考 え 方
現在の地域生活支援拠点等	0か所	平成26年度末の数
目標年度における整備数	1か所	面的な整備も含めて市内で整備する数

目標値設定の考え方

国の基本指針（障がい福祉圏域において少なくとも一つ整備すること）を基礎とし、地域の実情を踏まえ次の考え方で目標値を設定します。

◇現実的に有効に機能させるために、圏域ではなく市内で整備可能な数を見込みます。

◇単独の事業所（法人）による拠点だけではなく、複数の事業所（法人）による面的な体制とする場合も含みます。

(5) 福祉施設から一般就労への移行等

項 目	数値	考 え 方
現在の年間一般就労移行者数	19人	平成25年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の人数
目標年度における年間一般就労移行者数	24人	平成29年度において施設を退所し、一般就労する者の人数
就労移行支援事業所の利用者数	46人	平成29年度における利用者数
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所の割合	67%	平成29年度末における割合

目標値設定の考え方

国の基本指針（一般就労移行者数：平成24年度における「一般就労移行者」の2倍以上が移行すること。利用者数：平成25年度末における利用者数の6割以上増加すること。事業所割合：管内事業所の5割以上が就労移行率3割以上。）を基礎とし、地域の実情を踏まえ次の考え方で目標値を設定します。

◇一般就労移行者：平成24年度における実績12名の2倍を見込みます。

◇利用者：平成25年度の利用者は40名ですが、定員増の見込みがないこと、一人あたりの利用期間が長期化していることを考慮します。

◇事業所割合：企業開拓を進め、市内事業所の5割以上が就労移行率3割以上となることを見込みます。

3. 障がい福祉サービス等の見込量について

【障がい福祉サービス】

障がい福祉サービスの見込量の設定にあたっては、第3期計画の実績及び基本指針を踏まえ、利用者の伸び率、事業所ヒアリング結果等の現状ニーズの把握状況を勘案し、「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」、「相談支援」の各サービスについて見込量を設定します。

(1) 訪問系サービスの見込量

訪問系サービスには、「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「重度障がい者等包括支援」のサービスがあります。

第4期計画では、サービスの利用時間数及び、利用実人数、管内の事業所数を設定します。

＜単位：利用量（時間／月）、実人数（人／月）、事業所（箇所）＞

訪問系サービス	２７年度		２８年度		２９年度				
	利用量	事業所	利用量	事業所	利用量	事業所			
	実人数		実人数		実人数				
居宅介護	4,843	16	4,980	17	5,122	17			
重度訪問介護									
同行援護	210		217		223				
行動援護									
重度障がい者等包括支援									

見込量設定の考え方

＜見込量の考え方＞

第3期計画の実績値に次の条件を勘案し、見込量を設定します。

◇利用者の伸び率を手帳取得者の伸び率で算定

◇同行援護の新規利用者

◇施設入所者からの地域移行する者のうち、訪問系サービスの利用が見込まれる利用者

(2) 日中活動系サービスの見込量

日中活動系サービスは、「生活介護」、「自立訓練（機能訓練）」、「自立訓練（生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援（A型）」、「就労継続支援（B型）」、「短期入所」、「療養介護」のサービスがあります。

第4期計画では、サービスの利用量及び、利用実人数、管内の事業所数を設定します。

＜単位：利用量（人日／月）、実人数（人／月）、事業所（箇所）＞

日中活動系サービス	27年度		28年度		29年度	
	利用量	事業所	利用量	事業所	利用量	事業所
	実人数		実人数		実人数	
生活介護	5,372	17	5,750	17	6,133	18
	276		294		312	
自立訓練 （機能訓練）	19	0	19	0	19	0
	5		5		5	
自立訓練 （生活訓練）	30	0	35	0	35	0
	2		3		3	
就労移行支援	638	3	756	3	877	3
	34		40		46	
就労継続支援 （A型）	542	3	557	3	572	3
	44		45		45	
就労継続支援 （B型）	2,595	11	2,669	11	2,965	12
	192		197		213	
短期入所	314	6	323	6	357	7
	75		77		84	
療養介護	135	0	139	0	143	0
	4		5		5	

見込量設定の考え方

第3期計画の実績値に次の条件を勘案し、見込量を設定します。

◇利用者の伸び率を手帳取得者の伸び率で算定

◇施設入所者等の地域移行する者、特別支援学校卒業者等、新たに利用が見込まれる利用量及び人数

◇新たに利用が見込まれる者の1ヶ月の利用量を1人当たり22人日として見込む

◎療養介護

◇現在利用している者の人数、障がいのある方のニーズ・実情から利用が見込まれる人数

(3) 居住系サービスの見込量

居住系サービスは、「グループホーム」、「施設入所支援」のサービスがあります。

第4期計画では、サービスの利用実人数及び管内の事業所数を設定します。

＜単位：実人数（人／月）、事業所（箇所）＞

居住系サービス	27年度		28年度		29年度	
	実人数	事業所	実人数	事業所	実人数	事業所
グループホーム	100	25	108	25	117	26
施設入所支援	50	1	50	1	50	1

目標値設定の考え方

第3期計画の実績値に次の条件を勘案し、見込量を設定します。

◇利用者の伸び率を手帳取得者の伸び率で算定

◇施設入所者等の地域移行する者等、新たに利用が見込まれる利用者数

◇事業所ヒアリング等から得られた情報により、平成27年度以降整備予定のグループホームの利用者

(4) 障がい児通所サービスの見込量

障がい児通所サービスは、「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」があります。

「児童発達支援」は未就学園児を対象とし、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練を行います。「医療型児童発達支援」は肢体不自由の未就学児を対象とし、児童発達支援及び治療を行います。「放課後等デイサービス」は、就学児を対象とし、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。「保育所等訪問支援」は、障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を供与します。

第4期計画では、障がい児通所支援を必要とする児童の人数及び事業所数を設定します。

＜単位：実人数（人／月）、事業所（箇所）＞

相談支援	27年度		28年度		29年度	
	利用者	事業所	利用者	事業所	利用者	事業所
	実人数		実人数		実人数	
児童発達支援	930	5	1185	5	1260	5
	62		79		84	
医療型児童発達支援	121	0	121	0	121	0
	11		11		11	
放課後等デイサービス	1665	14	1782	14	1899	14
	185		198		211	
保育所等訪問支援	12	1	12	1	12	1
	12		12		12	

目標値設定の考え方

第3期計画の実績値に次の条件を勘案し、見込量を設定します。

- ◇事業所ヒアリングから得られた情報により、平成27年度以降新規開設予定の事業所の利用者
- ◇新規利用者の伸びを発達障がい児、重症心身障がい児等の年齢ごとの割合等で算定

(5) 相談支援（サービス等利用計画作成）の見込量

相談支援は、「計画相談支援」、「地域移行支援」、「地域定着支援」があります。

「地域移行支援」は、施設等に入所している障がいのある方、または精神科病院に入院している障がいのある方等に住居の確保、また地域生活に移行するための活動に関する相談や必要な支援を行います。

また「地域定着支援」は、障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談や必要な支援を行います。

第4期計画では、相談支援を必要とする者の人数及び事業所数を設定します。

＜単位：実人数（人／月）、事業所（箇所）＞

相談支援	27年度		28年度		29年度	
	実人数	事業所	実人数	事業所	実人数	事業所
計画相談支援	233	9	257	10	281	10
障がい児計画相談支援	98	6	109	6	116	7
地域移行支援	5	2	6	2	7	2
地域定着支援	30	2	40	2	50	2

目標値設定の考え方

第3期計画の実績値に次の条件を勘案し、見込量を設定します。

- ◇新規サービス利用者の伸び率を算定
- ◇地域移行支援及び地域定着支援については、精神科病院の退院や福祉施設からの移行等の人数により算定
- ◇平成26年度末ですべての利用者に計画相談が入るため、既存の利用者については計画更新及びモニタリングを見込んで算定

【地域生活支援事業】

地域生活支援事業の見込量の設定にあたっては、第3期計画の実績及び基本指針を踏まえ、利用者の伸び率、事業所ヒアリングの結果等の現状ニーズの把握状況を勘案し、「相談支援事業」、「成年後見制度利用支援事業」、「意思疎通支援事業」、「日常生活用具給付等事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター」、「日中一時支援事業」、「訪問入浴サービス事業」、「知的障がい者職親委託制度」、「その他の事業」について見込量を設定します。

（１）相談支援事業の見込量

相談支援事業は、「障がい者相談支援事業」、「相談支援機能強化事業」、「住宅入居等支援事業」の事業があります。

第4期計画では、各事業の事業所数、または設置の有無を設定します。

＜単位：事業所（箇所）＞

相談支援事業	27年度	28年度	29年度
	事業所	事業所	事業所
障がい者相談支援事業	1	1	1
※基幹相談支援センター	設置	設置	設置
※地域自立支援協議会	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	無	無	無

見込量設定の考え方

今後も事業を継続します。

住宅入居等支援事業については、相談支援事業や知多地域成年後見センター等と連携すること対応できると考えるため、今後も事業を実施する予定はありません。

(2) 成年後見制度利用支援事業の見込量

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の必要な方を見込みます。

第4期計画では、年間の利用実人数を設定します。

平成20年度から知多5市5町で知多地域成年後見センターを設置し、成年後見制度の利用促進を図っています。

＜単位：実人数（人／年）＞

成年後見制度利用支援事業	27年度	28年度	29年度
	実人数	実人数	実人数
成年後見制度利用支援事業	11	12	13

見込量設定の考え方

第3期計画の実績値に次の条件を勘案し、見込量を設定します。

◇現在の成年後見制度利用者数の伸び率

(3) 意思疎通支援事業の見込量

意思疎通支援事業は、「手話通訳者派遣事業」、「手話通訳者設置事業」の事業があります。

第4期計画では、「手話通訳者派遣事業」については利用実人数を、「手話通訳者設置事業」については手話通訳者の設置実人数を設定します。

○意思疎通支援事業

意思疎通支援事業	27年度	28年度(/月)	29年度(/月)
	実人数 (人/月)	実人数 (人/月)	実人数 (人/月)
手話通訳者派遣事業	16	17	19
手話通訳者設置事業	2	2	2

見込量設定の考え方

第3期計画の実績値に次の条件を勘案し、見込量を設定します。

◇利用者の伸び率を手帳取得者の伸び率で算定

◇手話通訳者設置事業については、現に実施している設置者数を維持

(4) 日常生活用具給付事業の見込量

日常生活用具給付事業は、「介護・訓練支援用具」、「自立生活支援用具」、「在宅療養等支援用具」、「情報・意思疎通支援用具」、「排泄管理支援用具」「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」に分かれています。

第4期計画では各サービスの給付件数を設定します。

○日常生活用具給付事業

事業名	27年度	28年度	29年度
	給付件数 (件/年)	給付件数 (件/年)	給付件数 (件/年)
介護・訓練支援用具	5	6	6
自立生活支援用具	21	21	22
在宅療養等支援用具	34	35	36
情報・意思疎通支援用具	20	20	21
排泄管理支援用具	924	950	977
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	1	1	1

見込量設定の考え方

◇平成25年度の利用実績を基本に、利用件数の伸び率を手帳取得者の伸びで利用件数を見込みます。

(5) 移動支援事業の見込量

移動支援事業は、第4期計画ではサービス利用実人数及びサービスの利用量について設定します。

○移動支援事業

事業名	27年度		28年度		29年度	
	実人数 (人/月)	利用量 (時間/月)	実人数 (人/月)	利用量 (時間/月)	実人数 (人/月)	利用量 (時間/月)
移動支援事業	128	893	131	918	135	944

見込量設定の考え方

◇平成26年3月の実績を基本に、利用者及び利用量の伸び率を手帳取得者の伸び率で見込量を設定します。

(6) 地域活動支援センターの見込量

地域活動支援センターは「フリースペース型」のサービスがあります。

第4期計画では各サービスの利用実人数及び実施事業者数を設定します。

○地域活動支援センター

事業名	27年度		28年度		29年度	
	実人数 (人/月)	事業者数 (箇所)	実人数 (人/月)	事業者数 (箇所)	実人数 (人/月)	事業者数 (箇所)
フリースペース型	12	1	13	1	23	1

見込量設定の考え方

○フリースペース型

◇平成26年3月の実績を基本に、利用者の伸び率を手帳取得者の伸び率で見込量を設定します。

◇平成29年度に、新たなサービス提供事業者を半田市内に1箇所開設し、利用者の利便性の拡大及び利用者の増加を図ります。このことに伴う、所要の利用者の増加を見込みます。

(7) 日中一時支援事業の見込量

日中一時支援事業は、「A型：日中ショートステイ」、「B型：地域デイ」のサービスがあります。

第4期計画では各サービスの利用実人数及び実施事業者数を設定します。

○日中一時支援事業

事業名	27年度		28年度		29年度	
	実人数 (人/月)	事業者数 (箇所)	実人数 (人/月)	事業者数 (箇所)	実人数 (人/月)	事業者数 (箇所)
日中ショートステイ	15	9	16	9	16	9
地域デイ	72	6	74	6	76	6

見込量設定の考え方

◇平成26年3月の実績を基本に、利用者の伸び率を手帳取得者の伸び率で見込量を設定します。

(8) 訪問入浴サービス事業の見込量

訪問入浴サービス事業は、第4期計画では利用実人数及び実施事業者数を設定します。

○訪問入浴サービス事業

事業名	27年度		28年度		29年度	
	実人数 (人/月)	事業者数 (箇所)	実人数 (人/月)	事業者数 (箇所)	実人数 (人/月)	事業者数 (箇所)
訪問入浴サービス事業	6	6	6	6	7	6

見込量設定の考え方

◇平成26年3月の実績を基本に、利用者の伸び率を手帳取得者の伸び率で見込量を設定します。

(9) 知的障がい者職親委託制度の見込量

知的障がい者職親委託制度は、第4期計画では利用実人数及び実施事業者数を設定します。

○知的障がい者職親委託制度

事業名	27年度		28年度		29年度	
	実人数 (人/月)	事業者数 (箇所)	実人数 (人/月)	事業者数 (箇所)	実人数 (人/月)	事業者数 (箇所)
知的障がい者職親委託制度	10	8	11	8	12	8

見込量設定の考え方

◇現に利用している者の人数を基本に、特別支援学校の卒業生等の新規の職親及び利用者の増加を見込みます。

(10) その他の事業の見込量

その他の事業は、「自動車運転免許取得助成事業」、「身体障がい者自動車改造助成事業」、「障がい者（児）タクシー料金助成事業」、「障がい者（児）バス運賃扶助事業」のサービスがあります。

第4期計画では各サービスの利用見込者数を設定します。

○その他の事業

事業名	27年度	28年度	29年度
	利用見込者数 (人/年)	利用見込者数 (人/年)	利用見込者数 (人/年)
自動車運転免許取得助成事業	2	2	2
身体障がい者自動車改造助成事業	6	6	7
障がい者（児）タクシー料金助成事業	479	493	507
障がい者（児）バス運賃扶助事業	1,927	1,982	2,038

見込量設定の考え方

◇現に利用している者の人数を基本に、利用者の伸び率を手帳取得者の伸び率で利用者数を見込みます。

なお、利用見込者数は年間の利用者数とします。